

# みんなで学ぼう！市民後見入門講座(2012/03/25) レポート

3月25日、つながりのデザイン Cafeにおいて、外岡潤弁護士を講師とした標記セミナーが開催されました。出席者は9名(みんかい等3名、「市民後見を考える会」2名、「たまりば」4名(木暮さん、浅川さん、天沼さん、多賀)です。

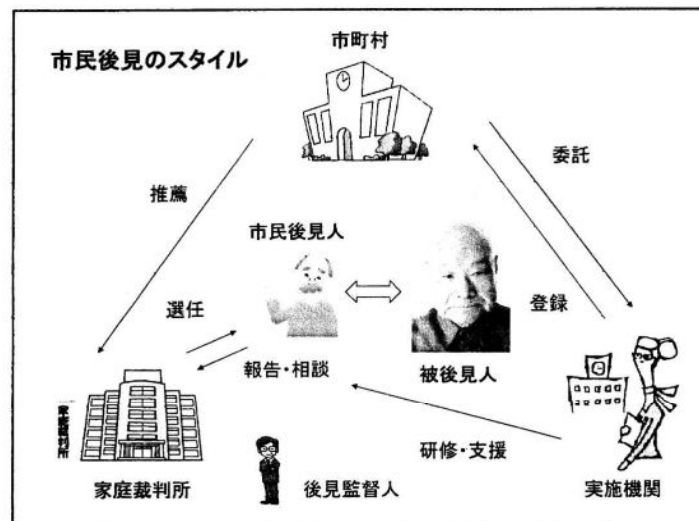
成年後見制度が発足してから12年になりますが、専門家による後見人だけでなく、「市民後見人」の必要性が高まっているとのこと。どうしてなのか、どのようにしたら市民後見人になれるのかなど実情をわかりやすく説明して頂きました。

以下、箇条書きで概要を記します。



## 1. 高齢社会の現状と市民後見人の必要性

- ・ 少子高齢化が進む社会の中、認知症高齢者が増加している。
- ・ 後見人の担い手である弁護士等専門家の費用は高い(おかしな風習だが…)
- ・ 市民後見人のイメージ「遠くの親戚より近くの他人」  
→ 「本人の家族以外の第三者であり、地域における公益活動として、無報酬もしくは低額の報酬を前提として、後見人に就任した自然人または法人、あるいは地域の後見支援員による活動」

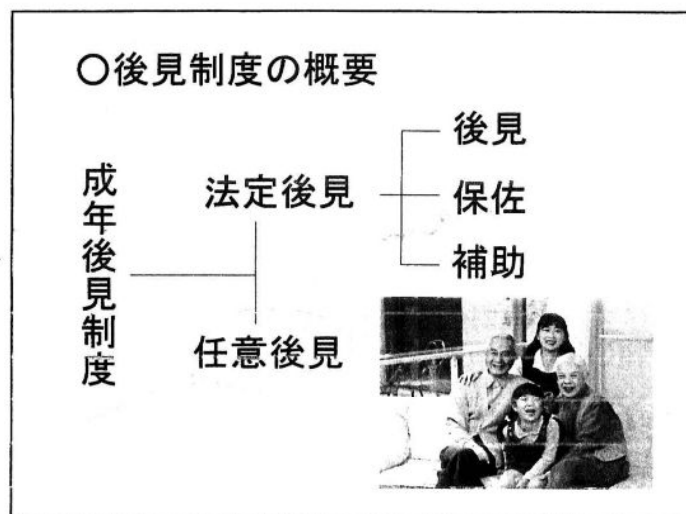


## 2. 消費者被害・詐欺商法のケースの検討

- ・詐欺の中でオレオレ詐欺が86%を占め、お年寄りが如何に騙されやすいか…。
- ・救済策として刑事告訴(刑事)、クーリングオフ・詐欺取消などによる返還請求(民事)がある。しかし、勝訴判決を得ても相手が不在だと差し押さえができない、また、刑事は動いてくれない。
- ・事後救済だけでは不十分であり、後見制度で予防していくしかない。

## 3. 成年後見制度の基礎知識

- ・主な業務は財産管理と身上監護(日常生活の見守り、入退院手続き、…)がある。
- ・専門家は通帳の管理はしているが本人に会っていない人がいる。特に身上監護は専門職には難しい。
- ・法定後見申請は本人か四親等以内の家族等が家裁に申し立てる。任意後見は家裁が関与しない。
- ・後見制度はリスクもあり、市民後見人は対応が難しいところもあるのでチームでまとめる必要がある。  
→ 銀行とのやり取り?、医療行為の同意?、親族間の相続争い?…



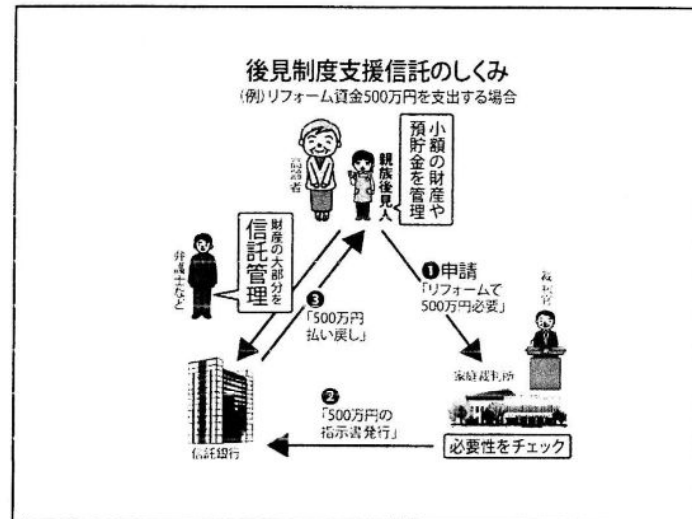
## 4. 市民後見人になるには

- ① 地域の後見支援センター(例：東京市民後見サポートセンター)で学ぶ。
- ② 後見支援センター等へ登録。
- ③ 家庭裁判所から推薦依頼を受け、センターから選任。

## 5. 後見制度にまつわる諸問題について

- ・金の管理に問題がある。親族の使い込み、専門職の横領…。

- ・その解決策の方法として後見制度支援信託がある。  
→少額財産を後見人が管理、財産の大部分を信託管理(信託銀行に預け弁護士が管理)、家裁が必要性をチェック。



### (質疑応答等ディスカッション)

- ・後見人であるという証明書はA4の紙はあるが提示するようなカードの制度はない。
- ・東京大学の市民後見人養成講座(134時間、実習体験65時間)で勉強した仲間が集まって新宿に「市民後見を考える会」を立ち上げ活動している。社会福祉協議会の信用を得るのが難しかった。
- ・市民後見人と弁護士等の専門職とか複数後見が可能かについては、責任が曖昧となるので薦められない。なるべく市民がやってアドバイスとして専門職がよい。専門職はビジネスとしてやっている。市民のよりそう役割が必要。
- ・生活保護で認知症の人がいるが、専門職には費用を払えない。市民後見の人が必要。
- ・品川ではNPOをどんどん立ち上げている。町田でNPOを立ち上げるのなら「市民後見を考える会」がお手伝いする。

以上 多賀